

○消防機関の検査を受けなければならない防火対象物
及び資格を有する者に点検させなければならない防
火対象物

(昭和50年7月1日)
(加古川市消防本部告示第1号)

改正 平成24年2月1日加古川市消防本部告示第1号

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物及び消防設備士免状の交付を受けている者等に点検させなければならない防火対象物を次のように指定する。

- 1 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の3の2の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防機関の検査を受けなければならない防火対象物のうち、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第35条第1項第3号に規定する火災予防上必要と認める防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。
 - (1) 令別表第1(Ⅶ)項に掲げるもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの。
 - (2) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項及び(12)項から(14)項までに掲げるもので、延べ面積が500平方メートル以上のもの。
 - (3) 令別表第1(Ⅱ)項、(Ⅲ)項及び(Ⅵ)項口に掲げるもので延べ面積が1,000平方メートル以上のもの。
 - (4) 令別表第1(Ⅷ)項に掲げるものにあつては、道路の全面を覆うもので延べ面積が300平方メートル以上のもの。
- 2 法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士の免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者に点検させなければならない防火対象物のうち、令第36条第2項第2号に規定する火災予防上必要と認める防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。
 - (1) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口及び(Ⅶ)項に掲げるもので延べ面積が1,000平方メートル以上のもの。
 - (2) 令別表第1(Ⅷ)項に掲げるものにあつては、道路の全面を覆うもので延べ面積が1,000平方メートル以上のもの。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。